

とよたエコライフ倶楽部規約

(名 称)

第1条 この会は、とよたエコライフ倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、市民、事業者、行政の連携のもと、環境の保全と創造に向け各々が役割を理解し実践することにより、市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促すとともに、より多くの市民の参加を得て持続可能な循環型社会「環境のまち・とよた」の構築に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) エコライフを進めるための実践的な事業の企画及び実施に関する事
- (2) 会員相互のネットワークを形成するための事業に関する事
- (3) 市民等への環境に関する情報提供及び普及啓発に関する事
- (4) その他目的達成のために必要と認めるもの

(会 員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、団体、法人（以下「会員」という。）とする。

(役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 代表は、役員の内選により決定する。

3 副代表、理事、監事は、代表が会員の中から指名する。

4 常務理事は、豊田市環境部長があたる。

5 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 代表は、本会を代表し、業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、代表の指示を受けて本会の業務を執行する。
- 4 理事は、会務の運営に関する重要事項を審議する。
- 5 監事は、本会の業務の執行状況及び会計の状況を監査する。

(役員会)

第7条 本会に監事を除く役員をもって構成する役員会を置く。

- 2 役員会は、必要に応じて代表が招集し、代表が主宰する。
- 3 役員会は、役員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他運営に関する重要事項

- 6 代表は、必要があると認めるときは役員会に関係者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営委員会)

第8条 代表は、第3条に定める活動を実施するために、本会に運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員は、第9条に規定する各部会の代表者及び代表が会員の中から指名する者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、第3条に定める活動を進めるため自主的に次の事項を行い、本会の円滑な運営を図るものとする。
 - (1) 活動方針の立案、推進
 - (2) 部会及びワーキンググループの設置及び運営に関する調整
 - (3) 広報及び情報の収集・提供
 - (4) 事業の企画
 - (5) その他本会の運営に関する事項
- 4 運営委員会は、互選で委員長を置く。
- 5 委員長は、運営委員会での活動状況及び決定事項を役員会に報告し、承認を得るものとする。
- 6 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部会)

第9条 運営委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、運営委員会で企画、立案された活動方針に基づき、業務を具体化し、推進する。
- 3 部会は、会員の中から希望するもので構成される。
- 4 部会は、リーダーを置き、各部会の代表者を選任し、その代表者は運営委員に加わるものとする。

(ワーキンググループ)

第10条 運営委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、運営委員会及び部会で企画、立案された活動方針に基づき、より具体的な環境配慮行動促進のための事業を行うものとする。
- 3 ワーキンググループは、会員の中から希望するもので構成される。
- 4 ワーキンググループは、リーダーを置くことができる。

(事務局)

第11条 本会は、事務局を豊田市環境部内に置く。

(事業計画及び予算)

第12条 本会の事業計画及び予算は、代表が作成し、毎会計年度開始前に、役員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が役員会において議決されていない場合には、代表は役員会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(会計)

第13条 経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

(特記事項)

第15条 豊田市買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会がとよたエコライフ倶楽部に組織変更すると同時に本協議会は解散し、協議会の事業、予算等とはとよたエコライフ倶楽部が引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成11年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月20日から施行する。
- 2 豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会規約を廃止する。

附 則

この規約は、平成20年7月22日から施行する。